二十三　極低温冷却装置若しくは超電導電気機器であって、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品

イ　軍用の車両、船舶、航空機又は宇宙船に取り付けるように特に設計した装置であって、運行中に操作が可能であり、かつ、摂氏零下一七〇度未満の温度を生み出し又は維持することのできるもの（携帯装置であって、非金属若しくは非電導性の物質（プラスチック及びエポキシ樹脂を含む。）により製造された附属品若しくは部分品を取り付けた、又は使用するものを含む。）

ロ　軍用の車両、船舶、航空機又は宇宙船に取り付けるように特に設計した超電導電気機器であって、運行中に操作が可能であるもの（直流混成型単極発電機であって、超電導巻線（当該超電導巻線が当該発電機の唯一の超電導部品である場合に限る。）によって作られる磁場で回転する単極通常金属製の電機子を有するものを除く。）

二十四　次のいずれかに該当するもの又はこれらのもののために特に設計した部分品

イ　軍用の閉鎖回路式若しくは半閉鎖回路式自給式潜水用具であって、非磁性になるよう特に設計したもの

ロ　開放回路式自給式潜水用具を軍用に変換するために特に設計した部分品

ハ　自給式潜水用具とともに使用する軍用品

二十五　軍用に設計した土木機械（戦闘区域で用いるために特に設計した施設部隊用装置を含む。）

二十六　ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。以下この号において同じ。）若しくはロボット用の制御装置若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（ロボット用のエンドエフェクターであるものを除く。）

イ　軍用に設計したもの

ロ　引火点が五六六度を超える圧力油を使用することができるように設計したもの

ハ　電磁パルスによる影響を防止するように設計したもの

二十七　軍用に設計した移動式修理設備、野外発電機又はコンテナ

二十八　軍用に設計した橋又は浮橋

二十九　軍用に設計した燃料電池（本条において他に掲げるものを除く。）

三十　第三号（タを除く。）、第四号、第五号、第七号、第十三号（イの（四）を除く。）若しくは第十四号に掲げるものの開発のために特に設計し、若しくは第十六号に掲げる運動エネルギー兵器及びその発射体並びに第二十一号（への（十六）を除く。）に掲げるものの試験のために特に設計した試験装置（次号及び第三十二号に掲げる環境試験装置を除く。）又はそのために特に設計した部分品

三十一　第一号から前号まで、第二条第二号（軍用に設計し、若しくは改造（非軍事用物資を運用のものとするような構造的、電気的若しくは機械的な変更をいう。）したもの又は軍用に設計したシュミレーターに限る。）、同条第五十号イからニまで、第三条第一項第一号、同項第四号イ、同号ニ若しくはホ若しくは第四条第一項第一号に掲げるものを製造するために特に設計した装置（環境試験装置を含む。）又はそのために特に設計した部分品（次に掲げるものを含む。）

イ　連続式硝化機

ロ　遠心力試験機であって、次のいずれかに該当するもの

（一）一以上の電動機で駆動するものであって、定格出力が二九八キロワット（四〇五・二馬力）を超えるもの

（二）一一三キログラム以上の搭載物を搭載できるもの

（三）九一キログラム以上の搭載物に重力加速度の八倍以上の遠心加速度を与えることができるもの

ハ　脱水圧縮機

ニ　回転成形機であって、軍用の爆発物の押出成型用に特に設計したもの

ホ　押出成型した推進薬の切削装置

ヘ　バレル研磨機であって、その内径が一・八五メートル以上であり、かつ、二二七キログラム以上の被研磨材容量を有するもの

ト　固体推進薬用の連続式混合機

チ　流動エネルギー研磨機であって、軍用の爆発物の原料を研磨又は圧延するためのもの

リ　第十二号のニの（二）に掲げるものを真球にし、かつ、その径を均一にする装置

ヌ　前条第十号のリに掲げるものの変換に用いる対流電流変圧機

三十二　軍用に設計した電子機器（前四条及び本条において他に掲げるものを除き、次のいずれかに該当するものを含む。）若しくはそのために特に設計した部分品又はこれらのものを製造するために特に設計した装置（環境試験装置を含む。）若しくはそのために特に設計した部分品

イ　信号の受信を妨害する装置又はそのような装置の機能を妨害するための装置

ロ　周波数アジャイル管

ハ　電磁波の帯域を警戒若しくは監視するために設計された装置又はそのような装置の機能を妨害するための装置

ニ　音波を利用した水中探知装置による受信を妨害するための装置

ホ　暗号を用いてデータ、データ処理又は伝送通信回線を防護する装置

ヘ　識別、認証若しくはキーの読込みのための装置又はキーの管理、製造若しくは割当てのための装置

ト　誘導装置又は航法装置

チ　デジタル式対流圏散乱通信装置

リ　通信傍受用に特に設計したデジタル式検波器

ヌ　自動化された指揮管制装置

三十三　放電加工機用人造黒鉛（第二条及び前条に掲げるものを除く。）

三十四　パラアラミド繊維又はパラアラミド繊維を用いたフィラメント若しくはテープ状のもの（第二条に掲げるものを除く。）

附　則

この省令は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

告　示

○外務省告示第三百二十三号

日本国政府は、平成二十一年一月二十六日にボンで作成された「国際再生可能エネルギー機関憲章」の批准書を平成二十二年七月一日にドイツ連邦共和国政府に寄託した。

よって、同憲章は、平成二十二年七月三十一日に日本国について効力を生ずる。

なお、同憲章の締約国は、平成二十二年六月二十一日現在、次のとおりである。

アルメニア共和国、ブルガリア共和国、キプロス共和国、デンマーク王国、ドミニカ共和国、グルジア、ドイツ連邦共和国、アイスランド共和国、インド、イスラエル国、ケニア共和国、大韓民国、ラトビア共和国、リヒテンシュタイン公国、モルディブ共和国、モンゴル国、モンテネグロ、ノルウェー王国、パラオ共和国、ポーランド共和国、セルビア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スウェーデン王国、トンガ王国、アラブ首長国連邦

平成二十二年七月二日

外務大臣　岡田　克也